

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ サラリーマンの還付申告の期限

Q : 私はサラリーマンです。昨年、株式の配当金を受け取りました。確定申告をすれば、源泉徴収されている税金が、還付されると聞きました。確定申告の期限はすでに過ぎてしまいましたが、今からでも、還付を受けるための申告をすることはできますか？

A : 確定申告の申告期限後であっても、5年間は、還付を受けるための申告をすることができます。

【解説】

確定申告書を提出する義務の無い人でも、源泉徴収された税金が、納めすぎになっている場合は、確定申告書を提出することによって、税金の還付を受けることができることとなっています。あなたのように、もともと確定申告の義務のない人の場合は、配当金などを受取った年の翌年の1月1日以降であれば、還付を請求する申告書を、いつでも提出することができます。

しかし、還付を請求できる権利は、申告書を提出できる日から起算して5年目で消滅してしまうこととされていますので、あなたの場合は、今年の1月1日から、平成19年12月31日までに、還付請求のための申告書を提出しなければ、還付を受けることができません。

なお、医療費控除や、住宅ローン控除の適用を受けることにより、税金の還付を受けられるような場合でも、同じように5年間は、還付請求の申告書を提出して、還付を受けることができます。

